

【事前学習資料】

基礎研修Ⅲ 権利擁護・法学系科目 I

意思決定の支援

1. 法的根拠に基づいた権利擁護

現代立憲主義諸国において、「人権と社会正義の原理」「個人の尊厳と平等」「社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現」は最高法規である憲法を頂点とする法体系により保障されている。わが国では、日本国憲法第13条、第14条、第25条及び社会保障法と総称される一連の法律などがこれに該当する。

第13条（個人の尊厳、幸福追求権）

第14条（法の下の平等）

第25条（生存権の保障）

2. ソーシャルワークの価値・倫理に基づいた権利擁護の実践

ソーシャルワークの価値とは、社会福祉の専門職がソーシャルワーク実践において追求すべき考え方。

社会福祉士の倫理綱領

- ① 専門職として目指すべき価値や目的を表したもの。
- ② 望ましい実践と向かうべき方向を指示したものです。
- ③ 専門職のとるべき態度や姿勢を明確にしたもの。
- ④ 望ましい行動指針のもととなるべきもの。
- ⑤ 専門職団体が利用者と外部の諸団体にそのあり方を示すもの。
- ⑥ この倫理綱領に背いたメンバーに断固たる姿勢を組織としてとるための根拠となるもの。

社会福祉士の行動規範

倫理基準を具体的な実践レベルに表現したもの。

3. 権利擁護を支える理念

自己決定

すべての人が自己実現と自己決定の権利を持っている。尊重され、必要に応じて、自己決定ができるよう支援が求められる。

エンパワメント

- ① 個人（仲間・集団・コミュニティ）が侵されている、あきらめさせられている、あるいは奪われている主体性・目標・選択（肢）・権利・自律性・相互支援力・自治（力）を自覚し、明確にする。
- ② その心理的・組織的・社会的・経済的・法的・政治的阻害要因と対決して、問題を解決する力を高める。
- ③ さまざまな支援を活用する力を高めること。

その具体的な実践として、制度や資源の活用
成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用による権利擁護
消費生活センター機能の活用による消費者被害の回復、予防など

4. 意思決定の支援の視点

支援の必要性

例えば「福祉サービスの利用」といった契約行為においては、
「情報収集 → 申請 → 交渉 → 選択」
というプロセスを経るが、この自己決定のプロセスにおいて、全ての人が諸手続等をスムーズに行えるわけではなく、なかには支援を要する人もある。社会福祉士はその人・環境等についてのアセスメントから支援の必要性を見出し、支援に繋げていく必要がある。

一連の流れにおいて、社会福祉士には次のような取り組みが求められる。

- ① わかりやすい情報を受けられる環境の整備
- ② 意思の表出が困難な利用者へのコミュニケーションの支援
- ③ アセスメントにおけるニーズの判定への利用者参加
- ④ サービス決定過程における利用者の同意と選択の尊重
- ⑤ 苦情を申し立てる権利の尊重と環境整備
- ⑥ 苦情に対する説明と具体的な対応

このような支援を必要としているのは、例えば認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人ばかりではない。判断能力が十分にある人であっても、環境や状況によってパワーレスになっている人、例えばホームレスや生活困窮者、被虐待者、戦争や災害による被災者、犯罪被害者やその家族、外国人、マイノリティ等も支援が必要な場合がある。

- 例) 自然災害により家族や仕事を失い、失意から周りとの関わりを拒み、孤立した状況を自ら創り出している。必要な手続きが滞っている状況にある。
また、権利侵害を受けているにもかかわらず、本人が自覚していないケースもある。
- 例) 息子から心理的、経済的虐待を受けている高齢者。息子が働く間に閉じこもっているのは自分に責任があると思い、自身の年金を搾取されているにも関わらず、仕方がないとあきらめてしまっている。